

緊急離発着場等の設置概要書の届出要領

1 届出の趣旨

第3章第2節第2「緊急離発着場等」の規定に基づき、建築物の屋上等に航空消防活動の拠点として緊急離着陸場等を設置する場合に届け出るものである。

2 届出要領

(1) 届出時期

消防同意後又は計画通知書の処理後速やかに提出すること。

(2) 添付図書

緊急離発着場等を設置する防火対象物の案内図、配置図、各階平面図、進入表面及び転移表面の水平投影図、進入表面及び転移表面の断面図、夜間照明設備及び緊急離発着場等の消防用設備等の配置図並びに構造計算書

(3) 届出方法

[ちば電子申請システム](#)にて電子申請、又は、届出書3部（正本2部及び副本を1部）を届け出ること。郵送による届出については、「[郵送による届出等について](#)」を参照すること。

また、届出様式、記載例は、[千葉県消防局のホームページ](#)を参照すること。

(4) 届出先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階
千葉市消防局予防部指導課

※担当係

建築第一係（中央区、緑区） TEL043-202-1668

建築第二係（花見川区、稲毛区、若葉区、美浜区） TEL043-202-1736